

給与規程の一部改正

奥州商工会議所

変更の事由を記載した書面

1. 給与規程第5条（給料表）第1項の改正について

【変更理由】

最低賃金の改正に伴う初任給の引き上げをはかるため。

（注）アンダーラインは変更部分

旧初任給	新初任給
第5条（略） （1）大学卒業者及びこれと同等の資格を有する者 1級17号給（167,300円） （2）短大卒業者及びこれと同等の資格を有する者 1級9号給（156,200円） （3）高校卒業者及びこれと同等の資格を有する者 1級1号給（147,400円）	第5条（略） （1）大学卒業者及びこれと同等の資格を有する者 1級17号給 <u>（171,200円）</u> （2）短大卒業者及びこれと同等の資格を有する者 1級9号給 <u>（161,500円）</u> （3）高校卒業者及びこれと同等の資格を有する者 1級1号給 <u>（160,000円）</u>

附 則

1. 第5条（給料表）第1項の改正規則は令和6年4月1日から施行する。